

令和7年度 第1回 赤穂市障害者自立支援協議会

1 開催日時 令和7年8月6日（水）9：55～11：50

2 開催場所 赤穂市役所6階 大会議室

3 出席者

(1) 委員

児嶋佳文委員、濱本さとみ委員、横山智也委員、木村佳史委員、小川真由美委員、森川晃委員（代理井上真理子）、大野孝彦委員（代理石山武典）、北村紀子委員、小林洋介委員、前田智子委員、望月博子委員、勝山博信委員（代理浪花いづみ）、深井光浩委員（代理児玉慶子）

(2) 事務局

高見直樹（健康福祉部長）、富田幸典（社会福祉課長）、平岡ゆり（障がい福祉係長）、水野京子（障がい福祉係）、柳井相談員（赤穂市障がい者基幹相談支援センター）、定相談員（赤穂市障がい者基幹相談支援センター）

4 報告事項

(1) 第7期赤穂市障がい福祉計画等の進捗状況（令和6年度）について【資料1】

(2) 令和6年度障がい者手帳等所持者数について【資料2】

(3) 令和6年度優先調達実績について【資料3】

(4) 令和6年度各施設等における一般就労状況等について【資料4】

(5) 令和6年度赤穂市障がい者基幹相談支援センター運営状況について【資料5】

5 協議事項

(1) 令和7年度赤穂市障がい者基幹相談支援センター事業計画について【資料6】

6 情報提供・意見交換

7 その他

8 閉会

事務局	<p>ただいまより、令和7年度第1回赤穂市障害者自立支援協議会を開会いたします。</p> <p>本協議会は協議会設置要綱第7条の規定で公開することになっておりますが、本日3名の方から傍聴の申し出がありました。傍聴を許可することとしてよろしいでしょうか。</p>
委員	(異議なし)
事務局	<p>ありがとうございます。それでは本協議会の傍聴を許可することといたします。</p> <p>傍聴人が入場しますのでしばらくお待ちください。</p>
	(傍聴人入場)
事務局	<p>傍聴人におかれましては、赤穂市障害者自立支援協議会傍聴規程に従うようお願いいたします。</p> <p>本日の協議会については、社会福祉法人みのりの溝端委員と赤穂市教育委員会の杉山委員が欠席、赤穂特別支援学校 森川委員、西播磨障害者就業・生活支援センター 大野委員、兵庫県西播磨県民局龍野健康福祉事務所兼赤穂健康福祉事務所 勝山委員、医療法人千水会 深井委員より代理人による出席の報告をいただいております。</p> <p>次に本日の資料の確認をお願いいたします。</p> <p>①令和7年度第1回赤穂市障害者自立支援協議会の次第、②赤穂市障害者自立支援協議会名簿、③赤穂市障害者自立支援協議会設置要綱です。</p> <p>報告事項としまして、①【資料1】第7期赤穂市障がい福祉計画等の進捗状況(令和6年度)について、【参考】活動指標にかかるサービス概要、②【資料2】令和6年度障がい者手帳等所持者数について、③【資料3】令和6年度優先調達実績について、④【資料4】令和6年度各施設における一般就労状況等について、⑤【資料5】令和6年度赤穂市障がい者基幹相談支援センター運営状況について。</p> <p>協議事項については①【資料6】令和7年度赤穂市障がい者基幹相談支援センターの事業計画について、以上、本日の資料となります。</p> <p>それでは、次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>次第2、健康福祉部長の高見よりごあいさつ申し上げます。</p>
事務局	<p>健康福祉部長の高見でございます。</p> <p>本日は今年度1回目の協議会開催ということで、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。</p> <p>本協議会は、お手元の設置要綱にありますとおり、本市の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として位置づけ、報告事項の説明、協議事項のご審議、またそれぞれのお立場で感じておられることなどを意見交換いただき、今後の障がい福祉施策に活かすべく課題を協議する貴重な場として、年2回程度、お集まりいただいております。</p> <p>報告事項で説明がありますが、現在手帳を所持されている方、障がい福祉サービスを受けられている方が3,300人強いらっしゃいます。</p> <p>それぞれの多様なニーズに少しでも応じることができるよう、本協議会において、</p>

	<p>委員各位のご意見を頂戴しながら、障がいのある人が今以上により安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、各種施策に取り組んでまいりますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>今年度、第1回目の会議であり、また人事異動等により、新たに委員にご就任いただいた方もいらっしゃいますので、お1人ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは児嶋委員より時計回りでお願いします。</p>
委員	(各自自己紹介)
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この後の進行につきましては、本協議会設置要綱第6条第1項の規定により、会長が会議の議長となることとなっておりますので、児嶋会長の方に進行をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>改めまして、本日は、大変お忙しい中、また暑い中、お集まりいただきありがとうございます。ここからは私の方で会の進行をさせていただきますので、委員の皆さまには忌憚のないご意見をいただき、議事の進行にご協力をお願いします。</p> <p>それでは、早速、議事の方に入らせていただきます。</p> <p>次第の4報告事項(1)第7期赤穂市障がい福祉計画の進捗状況について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、資料1、A3版の第7期赤穂市障がい福祉計画・第3期赤穂市障がい児福祉計画進捗管理(PDCA)シートを元に説明させていただきます。</p> <p>こちらにつきましては、令和6年度の国保連の実績値を確定値として記載しております。</p> <p>左上から説明いたします。第7期計画で掲げた成果目標として2つの項目がございます。</p> <p>1つ目の施設入所者の地域生活への移行につきましては、令和4年度の入所者数67人の6%にあたる4人が令和8年度までに地域移行することを目標としており、令和6年度においては3人の方が移行しております。</p> <p>施設入所者数につきましては、令和4年度入所者数の67人を基準として令和8年度までに3名減らすことを目標としておりましたが、令和6年度実績は6人増の75人となっております。</p> <p>2つ目に、福祉施設から一般就労への移行等についてです。一般就労の目標数については、令和3年度実績の1.28倍を目標として計画しており、令和6年度は就労移行、就労継続支援A型、B型をあわせて8名が移行しており計画比66.7%の達成率となっております。詳細につきましては、報告事項の(4)でご説明させていただきます。</p> <p>就労定着支援事業利用者の目標数につきましては、令和8年度末の利用者数を令</p>

和3年度末実績の1.41倍以上としており、令和6年度につきましては3人の方が利用されており、目標を達成できております。

以上が成果目標になりますが、その成果目標を達成するために必要となるサービス提供量である「活動指標」につきましてご説明いたします。

表の左側が障害福祉サービス等、右側が地域生活支援事業についての実績と見込み量となっています。サービスの内容につきましては次のページに「活動指標にかかるサービス概要について」を添付しておりますので参考にご覧下さい。

それぞれのサービスについて計画で定めた当初見込み量と、年度末の実績値については掲記のとおりです。

計画と実績を比較した計画比が100%を下回った主なサービスは、訪問系サービスの居宅介護、日中活動系サービスの就労継続支援A型、就労定着支援、障害児相談支援の障害児相談支援、ペアレントトレーニング等の受講者数です。これは、受け入れ体制が確保されていないことや、事業形態の変更により事業所数が減ったこと、これまでの実績の推移から算出した計画より利用者が少なかったことなどが要因として考えられます。

逆に、計画比が100%を大きく上回ったサービスは、日中活動系の就労関係のサービスや短期入所、居住系の施設入所支援等でした。考えられる要因といたしましては、就労系サービスについては、社会参加促進の観点から利用者数が増加傾向にあったこと、短期入所や施設入所支援につきましては、家族のレスパイトや、将来の自立に向けての準備として利用される方が増加したことなどが主な要因だと考えております。

次に右側の地域生活支援事業についてですが、概ね予定通り推移しており、手話奉仕員養成研修の受講者が近年増加傾向で、手話言語条例関連の取り組みに寄与しています。

障害福祉サービスの課題・改善点としましては、サービス等利用計画から把握できる需要と事業所の受け入れ体制を鑑みて必要なサービス量の確保に努めたいと考えております。

特に障害児通所支援、就労支援、グループホーム等について、適正な見込み量の把握と必要なサービスの地域資源の確保が必要であると考えております。

計画相談支援は、障がい者、障がい児ともサービス利用希望は年々増加しているため、さらなる体制強化に努めたいと考えています。

地域生活支援事業については、引き続き事業を継続して実施するとともに、障がい者や合理的配慮についての理解促進や研修・啓発を行ってまいります。また障がい者基幹相談支援センターによる相談支援や関係機関との連携強化に努めてまいります。

以上を踏まえて、協議会でのご意見をご検討いただければと考えております。よろしく願いいたします。

議長	以上、事務局からの説明が終わりましたが、このことについて質問などございま
----	--------------------------------------

	<p>したらお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>質問です。計画相談支援についてですが、相談員の方の人数が少なく、1人当たりが担当するケース数がすごく増加しているのでセルフプランの利用を進めてきたとなっていますが、そのセルフプランについて、事業者側はまだよくわかっていないのでは無いかと思うので説明をお聞きしたいです。</p> <p>そして計画相談員ですが、相談員がいらっしゃれば定期的に相談に乗ってくださるので、利用者の方も安心できるというのがありますが、やはり1人当たりの担当数が多いということではなかなか会えなかったり、相談したい時に相談ができなかったりといったことが実際にあるとお聞きすることもあります。そういう中で、セルフプランに移行、例えば今、相談員がついている障がい者の方がセルフプランに移行するには、不安もあると思うんですね。まずセルフプランは自分で組まないといけない。家族がいて一緒に考えてくれて一緒にプランを立てられる人は良いのですが、例えば本人1人ですべてしないといけない、さらにその後の支援はどうなるのか等、いろんな不安もあると思います。</p> <p>また、新たに利用開始しようと思った時に、ここの相談事業所の支援を受けたいと言っても、いやっぱいで無理です、といったことが現状としてあって、その事業所の相談員が空くまでの間セルフプランで繋ぐといったやり方も少し聞いたことあるんですが。ほかにも、例えば、今相談支援を受けている相談員を変えたい、なかなか会えなくて思うように相談できないので他の人にできないのか、ということで、そういう時にセルフプランに変更すると、将来的に自分が年をとって、親など家族と相談できなくなって、自分だけで計画を立てないといけなくなったときにはどうなるのかとか、いろんな不安があると思うんです。</p> <p>メリットデメリットじゃないですけどその辺とか、セルフプランについての詳しいことをお聞きしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>先ほど委員がおっしゃられたように、計画相談員の手がっぱいで、利用希望者にお待ちいただくような形になって、なかなかスムーズにサービスに繋ぐことができないという問題があったので、昨年度から少しずつセルフプランも導入するようになりました。</p> <p>セルフといっても、本人だけで考えるわけではなく、基幹相談支援センターの職員が関わって、その方に必要なサービス量と内容を一緒に考えて作成しております。</p> <p>今すでに相談員がいる方がセルフプランになる場合として、サービス内容等が安定している、ずっと継続して同じ内容で利用しているという状態であればセルフプランに移行できると考えています。</p> <p>逆に、セルフプランで一旦開始したけれども、ちょっと不安でとか、セルフプランはモニタリングがありませんので、その方に相談員が必要だと判断した場合は、相談支援事業者を引き継いで担当してもらおうというように柔軟に対応できると考えています。</p>

委員	<p>でしたら、利用者本人も、現状からどうしてもセルフプランでやりたいということで、市の基幹相談支援センターを通してセルフに変更して、将来的にまた相談支援員が必要だということになれば再度変更ができるということですね。</p> <p>その辺、まだ皆さんに周知されていないと思うので、何かの方法で「セルフプランもありますよ。こんな内容で、こんな使い方になりますよ。」っていうことを周知していただけたらと思います。</p> <p>そうすれば相談支援員の負担も少しは、セルフに変えることで減ると考えられますね、ただそうすると今度は基幹相談支援センターの方が大変になるのでしょうか。そちらの負担が大きくなりますよね。分かりました。</p>
事務局	<p>まずサービス利用されるご本人が、どちらを希望されているかを聞いて、その上でその方に相応しいのはどちらか個別に検討しています。相談支援事業者についていただく方が良い方にはそちらを、基幹相談支援センターと一緒にセルフプランで対応できそうな方にはそちらをとというふうに対応したいと考えています。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか、はい。では次の委員の方、どうぞ。</p>
委員	<p>障害児相談支援についてお伺いしたいなと思って資料を見た時に思ったのですが、今生まれつき先天性での障がい児の方とか、発達障がい小学校になって分かるとかそういったお子さんも増えてきて、ニュース等でも学級における障がい児の割合が増えてきたという話を聞くにもかかわらず、障がい児の相談支援の実績人数が増えてない、ペアレントトレーニング等の受講者数も増えていない。その理由をどう考えていらっしゃるのかお聞きしたいです。</p> <p>もう一点、相談支援のこの事業自体についてです。今お母さんたち働き方改革で、お仕事されている方が多くって、私はペアレントトレーニングを民間として運営しているのですが、基本的に土日開催なんです。働くお母さん土日開催じゃないと受講できません。相談もできません。お仕事を休んで有給が取れたらいいけど子どもの行事でほとんどお休みが埋まってしまっているんで受けられないという形で、私のところに個人的に相談にこられる方もたくさんいらっしゃいます。その辺りが、今の時代に沿った相談支援の形になっているのかどうか、現状と今後どうされる予定があるのかとか、そういったものもご一考いただきたく、資料を見たときに疑問に思い質問させていただきました。</p>
事務局	<p>障がい児の相談支援、窓口でも本当にたくさん相談があるのですが、計画に結びついていないというか、相談支援専門員が受け持つことができる数が限られていますので、もともと計画値が少し高いのがありますが、件数として増えてないような状況になっています。</p> <p>ペアレントトレーニングについても、現在、保健センターと児童発達支援事業所あしたば園において実施しておりますが、支援者側のマンパワー不足や、先ほど委員がおっしゃったように就労されている保護者が多く、気にはなっているけれど仕事を休んでの参加が難しい、という両方の要因で受講者が目標値を下回っている状況です。</p>

	<p>交流の場やそういった勉強の場というのも必要かと思しますので、支援を受けることができるような体制づくりも考えていきたいと思います。</p>
議長	<p>他ございませんか。</p> <p>先ほど事務局から説明があった資料1の一番下中央に、課題・改善点があります。これについては次年度に向けての改善点ということで事務局の方で記載されていますが、それに対しても何か皆さんご意見等がありましたらお受けしたいと思います。</p>
委員	<p>目標に、施設入所者の地域生活への移行ということを挙げておられて、今施設入所者が増加しているという形で結果が出ていますが、この辺りをまた数値修正する予定があるのかという点をお聞きしたいです。</p> <p>あとは、この地域移行というのがなかなか難しい問題だと思っております、どのような地域生活を指すのかによっても、移行の仕方が変わってくるのかなと思っております。高齢になられたので施設に入所する、といった現状が多くある中で、そういった昨今の流れに反しているような見込の部分も出てきているのかなという気がするのですが、市の方でその辺り、考えられたり、現状の分析をされたりした部分があれば教えていただけたらなと思っております。</p> <p>資料1の下方、評価のところにもありますが、地域移行支援をやっている事業所としては、本来やらなければいけないものであるとは重々理解していますが、こういった移行を希望される方がいるかというところの把握も問題でありまして、そのニーズを拾えていないのか、それとも、なかなかもう地域移行することが難しいという現状があるのか、そういった点について教えていただけたらありがたいと思っております。</p>
事務局	<p>下段中央の改善点のところに記載してありますように、障がいのある方が地域で生活できるように、不動産業者へ障がいについて理解を深めてもらえるようなPRを検討していくこととしております。</p> <p>入所施設に入られている障がい者の方が地域に移行するときに、1つネックになってくるのがやはり住まいの問題だと思っております。保証人がいなかったりとか、身寄りの方がいなかったりとかいうところで、なかなか地域移行が進まないという現状がございます。</p> <p>我々、行政としましては、そういった不動産業者の中でも、保証人ではなくて連絡人でも入居可能な物件もあるというふうに聞いておりますので、そういった連絡人、どなたかその障がい者の方の連絡人になれる方を見つけて、地域移行に繋げる、障がい者の方が地域の中で暮らせるような形を進めていきたいというふうに考えておりますので、目標値としては、修正することは無く今のままで進めていきたいと考えております。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>下段右側に協議会等意見という枠がありますが、先ほど3名の委員からご意見やご質問がありました。</p> <p>特に新たな事業を展開するときには、利用者、また家族に詳細な説明を行い、そ</p>

	<p>の理解を得ながら進めたいということと、それから現状分析については、計画値と実績値の差異などの要因をしっかりと分析をしていただいで対応していただくということで、協議会の意見ということにさせていただきたいと思います。</p> <p>それでよろしいでしょうか。</p>
委員	(異議なし)
議長	ありがとうございます。それでは次に移りたいと思います。報告事項(2)令和6年度障がい者手帳等所持者数について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、資料2、障がい者手帳等所持者数について、ご報告させていただきます。</p> <p>平成27年度以降の手帳所持者数、令和元年度以降の障害福祉サービス等受給者証数の推移になります。</p> <p>身体障害者手帳所持者につきましては、年々減少傾向にあります。全体に占める65歳以上の高齢者の割合が75%以上となっており、死亡による手帳の返還者数が新規交付者数を上回っていることが要因です。</p> <p>知的障がいの療育手帳については、年々増加傾向にあり、特にB2(軽度)の手帳を取得される方が増加しております。</p> <p>精神障害者保健福祉手帳についても全体として増加傾向にあります。</p> <p>自立支援医療受給者証につきましては、精神通院医療が年々増加傾向にあり、令和6年度は更生医療、育成医療とあわせて826人となっております。</p> <p>障害福祉サービス等受給者証数につきましても合計824人と微増しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>以上、事務局からの説明が終わりましたが、このことについてご意見、ご質問等ございましたらお願いします。</p> <p>特に無いようですので、報告事項(3)令和6年度優先調達実績について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、資料3、令和6年度優先調達実績について、ご報告させていただきます。</p> <p>本市では、毎年調達方針を定めまして、庁内からの物品及び役務の調達について障害者就労施設等からの優先的な調達を推進しています。</p> <p>令和6年度の調達実績としては、お弁当・おかしなど、物品系が2件と、印刷、除草作業の役務系が14件で併せて5,561,273円となっております。</p> <p>年度別の推移をみますと、令和2年度まで170万円ぐらいで推移しておりましたが、令和3・4年度は、区画整理地内での草刈業務を受注することができ、目標額を大きく上回っております。令和5年度も、区画整理地内の草刈り業務は継続して発注しておりますが、区画整理組合が市からの助成を受けていないことからこちらの実績には含めていないため実績額が減少しています。令和6年度については、市有地の草刈り業務に新たに参画したため達成率が158.9%と高くなっております。今後も、新たな受注を獲得できるよう、各所管へ働きかけを行ってまいります。</p> <p>調達実績については、毎年公表することとなっております、6月号の広報及びホーム</p>

	<p>ページにて公表しております。同時に、市内就労施設の受注可能な業務を掲載し、市役所からの発注だけでなく、市民や企業からの発注にもつなげていくよう努めております。</p> <p>裏面以降に調達方針、各事業所が受注可能な業務を添付しております。市役所から発注するには、このリストに作業名や品名を登録する必要があります。どの事業所でどんな仕事をしているか、職員にもメール等で周知を図っておりまして、調達実績の向上に努めております。</p>
議長	<p>以上、事務局からの説明が終わりましたが、このことについて質問等ございましたらお願いします。</p>
委員	<p>6年度の実績を見るに、清掃や施設管理でかなり実績が良く、全体として目標の158.9%になっていますね。ただ、それと比較して、裏面にあります7年度の調達目標が385万円となっているのが、6年度実績に比べると低い目標額になっているように思いますが、これには何か理由があるのでしょうか。例えば、清掃とか施設管理の見込みがなかなか見通せないとか、そういう事情があつて低く抑えているのか、それとも他に要因があるのか、お伺いしたいです。</p>
事務局	<p>令和6年度は、初めて市有地の草刈業務の随意契約の見積もり合わせに参加させていただき受注することができました。令和7年度につきましても同じように参加する予定ではありますが、受注できるかどうかはわからない為、目標数値に計上しておりません。</p> <p>しかしながら、他の調達先もより多く探していくつもりですので、令和6年度と比較して1割増で目標値を設定しています。</p>
議長	<p>他、ございませんか。では報告事項(4)令和6年度各施設等における一般就労状況について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、資料4の各施設等における一般就労状況等について、報告させていただきます。</p> <p>市内障害者就労施設における一般就労状況についてであります。</p> <p>市内には令和6年度末時点で就労移行支援事業所が2施設、就労継続支援A型の事業所が2施設、就労継続支援B型の事業所が9施設ございました。</p> <p>分類のところの赤穂市・市外については、サービスの支給決定を赤穂市が行っている人かどうかを示しています。</p> <p>資料1でも説明しましたとおり、令和6年度、福祉施設から一般就労へ移行した人数は合計8名となっております。</p> <p>内訳は、A型事業所から3名、B型事業所から2名、就業・生活支援センターから3名です。</p> <p>続きまして、資料4の2枚目(裏側)赤穂特別支援学校の進路状況についてです。</p> <p>令和6年度の赤穂特別支援学校における進路状況についてですが、赤穂市に住所を有する卒業生8名は、就労継続支援A型に1名、就労継続支援B型が3名、施設入所3名、赤穂精華園への待機者が1名となっております。</p>

	報告は以上です。
議長	<p>以上、事務局等からの説明が終わりましたが、このことについて質問等ございましたらお願いします。</p> <p>無いようでしたら、報告事項（５）令和６年度赤穂市障がい者基幹相談支援センター運営状況について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料５をもとに、令和６年度赤穂市障がい者基幹相談支援センターの運営状況について報告させていただきます。基幹相談支援センターは、医療法人千水会が赤穂市より大きく４つに分けた事業を受託して実施しています。その大きな４つに沿って説明させていただきます。</p> <p>１つ目の基幹相談支援事業です。</p> <p>相談業務ということで、専門職員を２名配置し、窓口・電話・訪問等による相談業務を実施いたしました。</p> <p>別紙１にあります、相談件数一覧をご覧ください。令和６年度基幹相談支援センターでの相談件数になります。相談件数につきましては、１１７２件ということで、前年度と比べ、２００件増加しております。障がい種別では、精神・発達が多く、前年度より３１５件増加しています。児童については５０件減となっています。</p> <p>関与した障がい児者は、全部で１３７件、新規の相談者が６２名、継続の相談者が７５名となっています。障がい種別で多かった精神・発達の方については、７５名ということで半数以上を占めています。</p> <p>受理方法につきましては、電話による相談受け付けが最も多くなっています。来所、訪問、同行については微増になっています。会議については、全部で５１回、基幹相談支援センターが参加するものもあれば、基幹が開催した会議もありまして、後者は７件です。</p> <p>相談内容につきましては、健康医療に関する相談が最も多くなっています。次いで、就労、生活技術、障がいや病気の理解、家族・人間関係に関する相談については、前年度と比べると、２～３倍に増加しています。年々、やはり複合的な相談が増加しており、基幹相談支援センターだけで対応できる相談はほぼなく、分野を越えて連携して対応しているような状況となっています。</p> <p>相談については、障がい者からの相談だけでなく、地域の相談支援従業者に対する相談支援ということで、ケースを通じてバックアップしています。</p> <p>続いて、地域生活支援拠点事業についてです。</p> <p>１つ目の体験の機会、場の提供ということで、毎月末の施設の利用状況等を確認して、不足する社会資源等の把握に努めています。</p> <p>２つ目の地域の関係づくりということで、顔の見える関係づくりを主眼に、各種会議に出席し、連携体制の構築に努めました。</p> <p>以下、出席した会議になっています。年々出席する会議が増えているので、整理が必要ではないかと感じています。</p> <p>続いて３．障害者自立支援協議会運営事業につきましては、別紙２をご覧ください</p>

ながらお聞きください。

1つ目は全体会の運営サポートということで、今、この全体会に参加していますが、基幹の方は主に部会の運営を行っています。赤穂市については、専門部会が相談支援部会、しごと部会、こども部会、くらし部会という4つになっています。

相談支援部会につきましては全部で4回、それと2回の勉強会を開催しています。

部会を開催する中で出てきた課題につきましては、相談支援体制の整備と、より実践力の高い相談支援の実施というところで、先ほども話題に出ていたのですが、相談支援専門員1人当たりの担当するケース数が増加していることで、丁寧な相談支援が行えないという状況があります。

市内には5つ相談支援事業所がありますが、1人で相談対応されている事業所もありますので、そこの共同体制をとることにより、相談員のスキルアップ、相談員の増加を考えていきたいと思っています。

あとはやはり、相談員1人当たりの抱えるケース数が多くなっていることで、介護保険サービスへの移行であったり、セルフプランの利用といったりを今一度考えていく必要があるのではないかと感じています。

相談支援では地域づくりの視点というのも大事だと思っていますので、そこは今後も引き続き検討していきたいと思っています。

仕事部会につきましては、4回開催しています。

毎年9月に障害者雇用促進月間に合わせ、拡大版ロビー販売とパネル展示を行っています。令和6年度は、ウイズイン西播磨と協力してイオンで合同販売会も開催いたしました。

課題としましては、障がいのある人の就労について、どこでどのように働くのかをしっかりと考えていかななくてはならない、支援者は利用者の思いをどう支援していくのかというところで、支援者のスキルアップが課題であると感じています。

やはりなかなか一般就労に繋がりにくい困難な状況というのは、何がステップアップを阻んでいるのかというところもしっかり現状把握した上で、対応を検討していければと思っています。

また、今年の10月から、就労選択支援という新しい事業が始まることに関して、しごと部会の中でも利用者がどこでどのように働くのかというところをしっかりと考える機会を作っていければと考えています。

続いてこども部会ですが、令和6年度は放デイ連絡会を2回開催しています。

先ほど委員からも上がってきていた支援が必要な子が地域に必要な支援を受けられる体制について、皆さんで協議はしておりますが、やはり、サービスを利用希望する児童が増加している、けれども受け皿が不足していたり、お母さんの働き方も変わってきたりというところで、状況に合わせた支援が必要だというのは日々感じています。また、児から者に移っていくにあたって切れ目のない一貫した支援を行っていただけるようにという点は常に皆さんで共有しております。福祉、教育、医療と関係機関との連携も大きな課題だと思っています。

	<p>最後に暮らし部会につきましては、グループホーム連絡会2回と、生活介護事業所連絡会を1回開催しております。</p> <p>これまでグループホームや生活介護の事業者の方が部会に参加する機会がなかったということもあって、この連絡会という形で開催しています。</p> <p>グループホーム連絡会につきましては、今年度から義務化されています地域連携推進会議についてどのように進めていけばいいのか等の意見交換を行いました。生活介護事業所連絡会については、皆さん自分の所の事業しか知らないということもあったので、お互いを知ろうという目的で開催しております。</p> <p>今後も継続して行っていければとは思ってしまして、部会を開催することで、自分たちが関わる障がい児者やそのご家族が何を必要としているのかをしっかりと考えながら、地域づくりを進めてこうということになっています。</p> <p>資料5に戻っていただいて、4. 理解促進等推進事業についてです。</p> <p>令和6年度は11月17日に赤穂市社会福祉協議会で行われた「しあわせフェスティバル」への参加ということで、法人とも協力して、精神疾患に関する理解啓発のパネル展示等をさせていただきました。</p> <p>以上が、令和6年度の運営状況です。</p>
議長	<p>基幹相談支援センターの運営状況について、4つの事業について説明がありました。またそれに合わせて、本協議会各部会の活動状況、また課題についても、事務局から説明がありました。</p> <p>それに対して、ご質問やご意見等がありましたらお受けしたいと思います。</p>
委員	<p>各部会の開催の様子をお知らせいただきましたが、各部会で話し合ったことの議事録等はどこかで公開されているのでしょうか。</p>
事務局	<p>一般公開はしておらず、参加した方のみになっています。</p> <p>公開のあり方については、色々な方にそういった部会をやっていることを知っていただくことは必要と考えておりますので、今後相談したいと思います。</p>
委員	<p>構成メンバーに当事者の方や保護者の方もいらっしゃるの、公開しにくい部分もあるのかなとは思いますが、どういった内容なのかとても興味があるのでお願いいたします。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>無いようでしたら、5. 協議事項に移ります。令和7年度赤穂市障がい者基幹相談支援センター事業計画について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>資料6をもとに、令和7年度赤穂市障がい者基幹相談支援センターの事業計画を報告させていただきます。</p> <p>令和7年の4月1日に事業計画を立てて、もう今は8月、この計画通り進んでいないところもありますが、そこも踏まえながら事業計画を説明させていただきます。</p> <p>委託を受けている事業につきましては先ほどの報告と同じ4つの大きな事業になっています。</p> <p>①の相談業務につきましては、引き続き2名の相談支援専門員を配置して、各種</p>

相談に対応していきたいと思っています。ただ、先ほどの報告でもありましたが相談件数が年々増加している中、2名体制でどこまでやっていくのか、いろんな関係機関とも連携しながら、という形でやっていければと思っています。

②の地域の相談支援体制の強化ということで、機関の業務の中には、相談支援体制の強化として、地域の中での相談支援専門員をバックアップしていくという役割もありますので、そこに少し力を入れていって、基幹が対応するだけでなく地域の相談員と共にやっていける体制を作っていきたいと思っています。1人事業所の方もいらっしゃるのですここの連携も考えています。

③地域移行・地域定着の推進について、千水会で行われている退院推進会議の方にも参加することと、にも包括協議会（精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議会）で、これについては精神障がいの特化した形にはなるのですが、障がいのある方の地域での暮らしについてしっかり考えていく場を作っていきたいと思っています。

2つ目の地域生活支援拠点事業になりますが、引き続き、現状を確認しながら、必要な社会資源等の把握に努めていくとともに、地域を支えていく専門的人材の育成・確保に取り組んでいきたいと考えています。

3つ目の、障害者自立支援協議会サポート事業につきまして、先ほど課題と計画とが混ざった形で報告してしまったのですが、各種部会を確実に運営していき、部会員だけでなく、先ほどご意見をいただきましたように、地域の方にもそういった部会が地域の中で行われていることを知っていただくのはとても大事なことだと思いましたので、そこにも注力して取り組んでいくとともに、出てきた課題を課題だけで終わらせてしまうのではなく、こういった全体会で協議させていただく等、何か形にしていける、もちろん形になることが全てではありませんが、繋げていけるように部会運営を着実にしていきたいと考えています。

4つ目の理解促等推進事業については、心のサポーター養成講座ということで予定に記載しておりますが、何かをきっかけに、障がいのある方のことを知っていただくような機会を作っていければと思っています。

以上が令和7年度の事業計画になります。

議長	事務局からの説明が終わりましたが、このことについて質問等ございましたらお願いします。
委員	1の③の地域移行・地域定着の推進で、ピアサポーターの活動支援を計画されていますが、具体的にはどういった活動支援をされる予定なのか、今決まっていたら良いのでお聞かせ願えたら嬉しいです。
事務局	ピアサポーターの活動支援と記載しておりますが、ここにありますピアサポーターについては精神障がいと考えています。現在、相談支援事業所さんぽみちがピアサポーター事業として2名のピアサポーターと一緒に仁泉病院入院中の患者に関わってもらっている等しているので、その側面的支援ができればと思っています。 ただ、当事者、ピアサポーターは精神障がいだけに限ったことではないので、発

	<p>達障がいであったり他の障がいであったり、ニーズも把握していく必要があると思いますし、サポーターとして活動してみたいという方もいらっしゃるかもしれないので、もう少し視野を広げてやっていければとは思いますが、なにせ今精神障がいだけでも十分にできてない中で、裾野を広げてしまっているのだろうかという懸念はあります。ですが他の障がいの分野でこのように頑張っている障がい者の方がいるよ、といった情報があればまた教えていただければと思います。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>特にないようでしたら、ただ今の協議事項につきまして、承認することにご異議ございませんか。</p>
委員	(異議なし)
議長	<p>ご異議なしということで、本協議事項につきましては、承認することといたします。</p> <p>次に、第6. 情報交換・意見交換に移ります。当日配布資料がございますので、まずハローワークから、それについてご説明いただけますか。</p>
委員	<p>まず、お配りをしている資料1枚目の障害者の法定雇用率の引き上げと支援策の強化についてということで、昨年の会議では、これから変わりますよというリーフレットでしたが、今回は変わりましたという4月以降変わった分になっております。</p> <p>もうご存じかもしれませんが、障害者雇用促進法で、障がい者の雇用の安定のために、法定雇用率というものを設定しております。ですけれども、障がいのある方の就業が一般的に困難であると認められている業種によって、雇用する労働者数を計算する際に、除外率というものを作って、それに相当する労働者数を控除するという制度が設けられております。ただこの除外率の制度は、法改正によって、平成16年4月にはすでに廃止になっておりまして、今は経過措置として、当分の間、除外率の設定業種ごとに、除外率を設定するとともに、将来的には廃止に向けて下げていくということとされております。</p> <p>こちらのリーフレットのポイント1は、法定雇用率が令和6年に2.5%と一旦引き上げられ、令和8年の7月にまた上がりますというお知らせ文です。ポイント2の方では、この4月から除外率が引き下げられたことが書いてあります。</p> <p>令和8年7月の法定雇用率のさらなる引き上げと除外率の引き下げということで、たくさんの労働者の方を雇用している企業であれば、現状では法定雇用率を達成していても、この変更で将来的には今のままでは未達成になってしまうという所もあると思います。ハローワークとしても、未達成な事業所においては、障害者雇用に繋がるように、働き方であったりとかできるお仕事であったりとかいろいろ、課題はあると思うんですけれども、地域の方とも連携しながら、粘り強く、働きかけていきたいと思っています。</p> <p>続いてもう1枚の方ですが、9月26日に行われる西はりま障害者雇用促進のつどいについてです。</p> <p>どういった事業所のどういう求人が出るかといった詳しい情報は8月下旬ぐらい</p>

	<p>に、兵庫労働局のホームページに掲載予定です。ここの、2次元バーコードから見ていただけるようになっていきます。</p> <p>第2部は障がいのある方の就職面接会になっており。昨年と違って事前予約制ではないので、参加の方は裏面の参加受付表に記載の上出席していただけたらと思います。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま障がい者の法定雇用率の引き上げ等について説明いただきましたので、ご質問等がありましたらお願いします。</p> <p>よろしいでしょうか。何かありましたらまたハローワークの方へ直接問い合わせただければと思います。</p> <p>他に意見交換ということで、委員の方から事前に申し出がありましたのでお願いします。</p>
委員	<p>意見交換という形で、ざっくばらんに皆様のご意見をお聞きしたいなと思い、今回この場で提案させていただきます。</p> <p>今、障がいを持った子を育てていらっしゃる保護者の横の繋がりが希薄になっているということに少し課題を感じております。地域移行が進んでいる、それはとてもいいことだと私も思っています。ただ、障がいを持ったお子さんたちが、今までだったら、例えば支援学級や支援学校を選び、そこに保護者会など横の結びつきがあって育成会に繋がるなど、そういった形で親同士の繋がりがあったのですが、今は地域に移行するというので、療育を受けている人も受けていない人もバラバラになって、保護者たちが相談する場がなく、子どもたちがこれからどういう感じに育っていくのかなという目途が全くわからない状態があります。</p> <p>何か不安を抱えたまま孤立しているというような状況が、ここ数年続いているように思えるので、このあたりで少し、できたらどこかで、そういった保護者たちの相談する場などを、先ほどピアサポーターのお話にも反応してしまったのですが、その保護者たちのピアサポーターの管理をしながら、例えば市といった公的機関が主導して不定期でもいいので開催していただくと、保護者同士が交流して孤立を防げるのではないかと思います。「親の会なんて何になるの?」とかそういう風に思っている方もいるかもしれませんが、そういった親の会ほどきっちりしていなくても、ただ不安を話す場があるというだけでも、最後のゲートというのでしょうか、子育てがたつらくて手が出てしまうとか、もうこの子を連れて死んでしまいたいとか、そういった悩みなんかも少しは解消できるのではないかと考えて、そういう場が今現状どこにあるのか、ということと、今後作っていけるのかどうか、作るとしたらどういう場があるのかなとか、そういったことを意見交換させていただきたくて提案をさせていただきました。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>今の提案に対しまして、皆様各セクションからお集まりいただいておりますので、何かこういうことをやっていますよとか、事例のご紹介とか、今の提案に対して私</p>

	<p>はこう思うとか、そういった意見等がありましたら、お願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>赤穂市手をつなぐ育成会という知的障がい者の団体ですが、現在会員として、乳幼児から中学生ぐらいの子どもさんはいないという状況で、その辺は私どもも様々なことを検討しています。おそらく皆さん多大な悩みがあるだろう中で、育成会以外のどのような場で相談などされているのだろうかといつも思案しており、そういう場を設けようと考えているもののなかなか実行できてない段階で、成人の方には勉強会等も行っていますが、子どもさんにもそういう何気なくお話できるような環境があればいいなと思うのが1点です。</p> <p>もう1点、子どもの療育事業を受けられてない方、本当は必要なのに受けられてない方というのは実際どれぐらいいるのかをお聞きできればと思うのですが、この数はどこで分かるのでしょうか。</p> <p>やはり支援というのは大事で、乳幼児期、学童期に受けなければいけないような指導は非常に大事ですし、私も経験してきましたが、全く知らないのと知っているのではもう天と地の違いなので、必要な方皆さんに受けいただければいいなと思っています。先ほど委員がおっしゃったように、昨今はお母様たちも仕事をしています。仕事というのはし始めるとそちらに重きを置いてしまうものですよ。私も今そうなのですが、ですので、支援を受けられるようにやはり土日に機会があるのが良いのかなとは思っています。</p> <p>障がいを持つ子どもさんで支援に関わっていない方の割合など教えていただけますでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>障がいを持つ子どもさんについては、まず気付きとなりますと、保育園や幼稚園、あるいは小学校で気付かれるケースが多いと思います。その段階で、先生が保護者の方と面談をされて、集団生活への適応などを含めて、個別に対応していただいているというふうに、本日は欠席ですが教育委員会から聞いております。</p> <p>ですが保護者によっては、幼稚園保育園の方から相談の場を再三設けてはいるものの療育の方にはなかなか繋がらないという方もいらっしゃいます。</p> <p>そういうところで行政サイドとして今考えておりますのが、国でも推奨しており今広がりつつある5歳児健診をやっているという話です。赤穂市はまだ実施できておりませんし、県内でも、南あわじ市と加西市、そして福崎町ぐらいしか今はまだできてなかったかと思いますが、5歳児健診で、そういった子どもの発達の遅れについての気づきを保護者の方に与えていく。これはできれば必須で、すべての赤穂市内の子どもに対して検診受けていただくようにしたいと現在検討している状況です。</p> <p>そういったところで少しずつ、もちろんあくまで選択権というのは保護者の方の判断にどうしてもなってしまいますが、そのあとの進路につきましても、普通学級か支援学級か特別支援学校なのか、あるいは医療機関に繋げるのか人によって様々ですが考えていただくきっかけになりますし、市としては、保護者の方にそういった機会の提供をこれから増やしていけたらと考えています。</p>

議長	<p>保護者の方の情報交換、交流の場について、1人で考えこんでいるとやっぱりネガティブな方向へ行ってしまうところもあるからという趣旨だと思いますが、何かそれらに対して、日頃私はこう思っていますとか、こういうことをやっていますとか、こうしたらいんじゃないかとか、あれば紹介していただけたら。</p>
委員	<p>何かやっているわけではないですが、先日上郡で各種団体の代表の方と懇談する機会があったときに、子どもだけではなくやはり同じように大人の方もそういった声があるという話になりました。</p> <p>各種団体の方は相談員を付けてくださっており、相談する日を設けてくださっているのですが、実際にそこを訪れる方はいらっしゃらないとお聞きしています。</p> <p>最近多いのは、カテゴリー分けされたくない方であったり、まだそこにまでいってない方だったりがいらっしゃって、「何々の人、こんな相談会がありますよ」と案内すると、「いや私は違うから行かない」とか、そういうことが起きているかなと。ですがやはり子どもから大人まで、話せる場所が欲しいっていうのは、一貫して皆さん同じなんですよね。そういう人たちが集まれるオープンなスペースがどこかにあれば、そこで誰かが話を聞いた後、こういうところがありますよと、次に繋げていけるということを、地域の役割としてできたらいいのではないかと上郡の方でも今話をしているところです。</p> <p>あと私は相談員をしていたので親の会の方とか、親御さんと話をする機会があるのですが、今はSNSがすごく発達していて、そこに行かなくても各自が情報を取れるっていうのも1つあるんですよね。地域性を問わない情報や関わりを持ち方があり、その中で必要だと思ったら平日でも遠方でも出向かれる。そういったところを個人で判断されるので、専門的な団体が何をするのか、先ほど委員がおっしゃっていたように、その団体に所属することでどんなことがあるのかということがなかなか進めていけないのと、親の会の高齢化、当事者会の高齢化ということでやはりそのあたりが難しいのだろうと思います。</p> <p>入所施設も保護者の団体がありますが、だんだん保護者会というものがなくなってきています。入所者が高齢化されている以上に親御さんが高齢化されているので、家族となるとご兄弟になり、そうなるともう集まれないので、そういった団体活動が困難になっているというのは入所施設支援の中でも課題にはなっています。親御さん、家族、必要だと思っても足が運べなくなっている現状など色々な課題があるので、本当は、より近い地域の中のオープンなスペースで誰でも参加できるような形ができたらいいなと今考えているところです。以上です。</p>
議長	<p>他にございますか。</p>
委員	<p>いろんなご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>本当に、会、例えば茶話会とか親の会とかをするにしても、私たちの世代より下の人はSNSが多いので、告知もアプリとかの方がきっと良いのだろうな等いろいろ思うことがありました。</p> <p>私は民間というか、自前でペアレントトレーニングをしていますが、ちなみに令</p>

	<p>和6年度の受講者は14名、土曜日の夜9時からスタートしたりとか、日曜日の日中だとかにやったりしました。要は小さなお子さん寝ないと参加できないとか、お仕事していて子どもがいるけど休みの日なら参加できるとか、もちろん公的機関にそんなことまでお願いできませんが、開催する時間帯はそんな感じでした。</p> <p>令和7年は個別にしているのは2名だけなんですけど、姫路で今ペアレントトレーニングされている先生がいらっしゃるのでそちらを紹介したところ、赤穂から3名の受講者が、土日開催なのですが、行かれていますようです。</p> <p>なので、ペアレントトレーニングの受講者数も計画目標にありますますが、こういったことも工夫しながら、来たときに一緒に相談もできるとか、そういったものだったら受けやすいと思うので、そこから進めていただけると嬉しいなと思いますのでよろしくお願いします。</p>
議長	<p>他にございますか。</p> <p>何か事務局の方で、こういう事例がありますよとか、他の市町の話でも、良い事例などありましたら今後ご紹介いただけたらと思います。</p>
事務局	<p>ちなみに皆さんは、オープンスペースがあったとして、そういった誰でも何でも話しにきて良いよ、交流しようよという場が身近な地域にあったら、参加してみたいなと思われませんか。ご自分の知りたい情報が得られるなら行くかな、とは思うのですが、オープンスペースとなると、なかなか、そのあたりニーズ把握がいるのかなと思います。研修等で聞く中では、例えば中学校区のような小さな単位の中でそういう集える場所があれば、という話も出ることがあるので、それが実現できればと考えますので、また委員の皆さんのお声も、実現できるかどうかは未知数ですが、聞かせていただければ、1歩進んでいけるのかなと思いました。ですので、私はこんな場があったら行きたいなとか、こんな機会を求めている人がいたなとか、あればまた教えていただけたら幸いです。</p>
委員	<p>市の委託事業で、社会福祉協議会でもみんなの家、これはひきこもりの方ですけれども、月に1回家族会ということで、予約等は必要なく、事前に日時だけ告知して実施しています。毎月数名の方が来られて、日頃思っていることを、ご家族どうしで意見交換されているような状況があります。</p> <p>これは市内全域から来られていますが、私のイメージはこの会がまず一番に浮かんだので、あまりこう、情報交換会などはっきり銘打っては、行く方にも少し壁が高すぎるのかなという思いもしています。</p> <p>そういう場をどこに設けるかと言ったら、結局自治体にしてもらわないといけないのかと思ってしまいますし、そこが課題ですね。</p> <p>あまり初めから理想を掲げてしまうとなかなか難しいので、それはやはり各団体が何か行事を行うときに、そういうことも少し頭に置きながら企画していただけたらなと思います。</p>
議長	<p>続いて、事務局からも議題があるということで、お願いします。</p>
事務局	<p>皆様に意見交換していただきたい内容の経緯をお話しする前に、この自立支援</p>

協議会の設置の目的について少しお話しさせてください。この協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っています。役割については、要綱の第2条の所掌事務にもございますように障がい者施策全般にわたる関係機関相互の連携と課題解決に関することや、新たに取り組むべき地域課題への対応に関する事などとなっています。

課題の解決方法は一通りではないと思いますので忌憚のないご意見をいただければと思います。

それでは、これまでの経過の説明をさせていただきます。令和6年9月に、令和7年度から赤穂特別支援学校への就学を予定されている児童の保護者から長期休暇中の児童の受け入れ先について相談がありました。両親共働きのご家庭で、幼稚園は地域の学校に通い、預かり保育を利用されていました。

相談を受けて、市としてどのような対応ができるか検討しました。まず、保護者が希望されていた地域の学校でのアフタースクールでの受入れが可能か、次に、放課後等デイサービスの延長利用が可能かについて検討しました。しかしながら、アフタースクールでの受入れについては市の設置要綱上、特別支援学校の児童は対象外となっているため受入れができず、他の福祉サービスも含めた受入れについては、市内事業所にアンケートを実施しましたが、人員の確保が難しいとの理由で困難という結果となりました。

その後もこども部会で協議を行い、他市で実施しているタイムケア事業（障がい児のアフタースクール）に取り組めないかという意見がでましたので視察を行い、民間事業者に対して打診をいたしました。保護者の方が放課後等デイサービスの利用時間が10時から16時までなので、その前後、例えば8時から10時までと16時から18時までといった短時間での利用を希望されていましたが、民間事業者側は人の確保が難しいとの理由でタイムケア事業の実施には至りませんでした。

この夏休みにつきましてはファミリーサポートセンターを利用することで何とか子どもの居場所を確保することができましたが、今後も赤穂特別支援学校に在籍している児童の長期休暇中の受入れ希望は増えることが予想されますし、ファミリーサポートセンターもこれ以上の受入れは難しいと聞いております。

保護者の方は、幼稚園時は地域の幼稚園に通園し、預かり保育を利用できていたにもかかわらず、小学校就学に当たって赤穂特別支援学校を選択したことで、差別されているように感じておられますし、こども部会では、「子育て世代」「赤穂市に住んでいるこども」として対応したほうがインクルーシブ教育などの考えにも即しているのではないかとの意見も出ました。

赤穂特別支援学校就学中の児童がいる共働き家庭において、長期休暇中の児童の居場所の確保が課題となっています。課題解決に取り組むために地域資源を有効活用することはできないか、切れ目のない支援体制の基盤を作るという観点か

	らもご意見いただきますようお願いいたします。
議長	特別支援学校就学児童の長期休暇中の居場所の確保ということで、事務局も課題解決のために色々動かれたということですが、なかなか今の制度の中では難しい面もあるようですが、ちなみに対象の人数、今年度は何人くらいですか。
事務局	こちらで相談を受けたのは2名です。
議長	その2名以外にも、他の保護者の方からも困っているという話が実情としてあるんですか。
事務局	はい。相談を受けている方のうち、1名の方はファミリーサポートを使っています。もう1名の方はもともとご兄弟がいらっしゃって、どちらも障がいがありますが一人は市立の小学校、もう一人は特別支援学校に通っています。そのご家庭については、特例的に兄弟がアフターを利用していたということで、特例であり恒久的ではないですが、今年度も時限的にアフターを利用すると聞いております。 直接的に相談を受けているのがこの2名ですが、お困りの方は他にも潜在的にいらっしゃるかもしれません。
議長	要綱がこうなっているから、というのはなかなか理解しづらいところで、それなら要綱を変えたらいい話なのではないかと感じてしまいますが、そこには変えられない事情があるのかどうかわかりませんが、意見交換ということなので、委員の皆さんの方で感じられたことや、こうしたら良いのでは、といった提案等がございましたら発表していただけたらと思います。
委員	お子さん本人や保護者と接する機会が多いので、少し意見を述べさせていただきます。 特別支援学校に行ってしまったら、放課後等デイサービスの預かり時間が短いということで、以前からよくそれに関する要望等が保護者から上がってきています。放デイ自体が、療育する場所であって、子どもを託児する場所ではないという法律の面もあるので、時間が限られているということもあると思います。 これについてよく保護者とも話すのですが、障がい福祉の部門だけの話ではなく、例えば子ども自身はどうなのか、という点も考えていただきたいです。ハンディキャップを持つお子さんを長時間よそに預けて、夜遅くに家に帰ってくる、という生活の形が、子ども自身の育ちといったことを考えると、大人の都合だけで子ども本人にとって良いものなのか。これは障がいを持たない子にも感じていることで、どちらに限らずみんなそうなのですが、ハンディキャップを持っている子は特に、子ども本人はどうなのだろうと考えてしまいます。長時間預けて帰る、アフターが対応できていないからアフターに行くことも負担、という状況はもう本当に大きな社会的な問題だと思います。 働いている会社に何か交渉できないかとか、行政の方で、ハンディキャップを持っている子を育てている保護者に時短などの待遇支援ができないかとか、預かりの時間を延ばすのは無く、そちらから問題解決に当たる方が子どものためになるのではとよく保護者とも話しています。まだ今法律でそういったことが明確に示されて

	<p>いるわけではないので、現実的ではないですが、理想としては。</p> <p>また、地域でアフターなどに預けられている子ども自体がどう考えているのか、成長への影響はといったレポートも取っておいたほうが良いのではないかと考えています。実際に放デイに長時間預けられてしんどかったとか、例えばエピソード的なことでもいいのでまとめていくことも、赤穂市でいろいろ変えていくには必要ではないかと思っています。</p>
議長	<p>なかなか難しい、社会全体の問題になってくるご提案だと思います。</p>
委員	<p>子どもの育ちを主体にするのか、大人が働くことを主体にするのかによって対策も全然変わってくるかとは思いますが、私自身ハンディキャップのあるお子さんを日中教室で預かることがある中で、やはり長時間になってくるとみんなクタクタになって、荒れているなど分かるので、こういった状態のレポートを取っておくことが必要だと思います。</p>
議長	<p>他に有りますか。</p>
事務局	<p>今のお話の中で出てきて少し気になったのですが、事業者や会社の方で、子育てのために短時間勤務にしてほしい、フレックスタイムを利用させてほしい、といった相談はありますか。それぞれ働かれている事業者や会社によって異なると思うので、商工会議所でもしご存じでしたらご教示ください。</p>
委員	<p>障がいのある子を持つ親御さん、というくくりでは把握していないので何とも申し上げにくいのですが、全体として、特に保育園に連れて行かなければいけないので時短勤務というような形で、ある意味のフレックスは導入しています。</p>
議長	<p>各家庭、いろいろ事情があろうかと思いますが、また子ども側の考えもあろうかと思いますが、預けられる機会というか、そこは用意しておかないと、やはり現実問題としてどうしても今共働きが増えていきますし、準備は必要かと考えられます。</p> <p>幼稚園までは良かったのに、小学校に入ったら突然だめですよと言われてたら、保護者の方そりゃ慌てるでしょう。でも対応策となると皆さんどうして利用できないのだろうで止まってしまうと思います。</p> <p>他にございますか。</p>
委員	<p>就学先を選択する段階で、ここに行ったらこうなりますよ、この制度が使えませんよなど事前に分かっているのであれば、通達などしておくべきだと思います。今後の子どもの進路を考えている、特に特別支援学校に通わせようと思っている保護者が、メリットデメリットを知っておけば、選択肢ができるわけですから。</p> <p>また受入れる側と利用する側の現状を考えると、受入れる側の人手不足が目立つ。してあげたいけど人が足りないからできないとか先ほどの説明でもありましたしよく聞きます。ただ、利用する側からするとそれはすごく迷惑な話です。して欲しいけど人手が足りないからしてもらえないとか。そのあたりはやはり行政の方でしっかり対応していただきたいと思っています。</p> <p>それと話は全く変わりますが、就労支援施設についてです。今、県内外で、就労支援施設が行き詰まって閉鎖を考えているという所が多くあります。赤穂にもおそら</p>

	<p>くそんな事業所もあると思うのですが、どうですか。そういう所があれば、赤穂市はそこにてこ入れしていく考えはありますか。そこが無くなれば、そこに就労する障がい者が困ることになりますので、その辺りどうお考えなのか少しお尋ねしたいです。</p>
議長	<p>少し違う議題の話になっていますが、その就労施設のことについて事務局の方で考えをお願いします。</p>
事務局	<p>就労継続支援施設、赤穂市にもA型B型ありまして、利用されている方もたくさんいらっしゃいます。毎月、給付費を見ますが、本当にたくさんの方が利用されているという状況で、赤穂市としましても就労継続支援事業所をこれからも維持していきたいと考えております。また、他の事業所で新規で始めたいという所があれば、是非とも支援をしていきたいなというふうに考えております。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。 他、ございますか。</p>
委員	<p>委員の言われるように、就学の時だけの問題ではなくて、卒業後の就労先によっては、作業所が3時4時までしかやっていないから保護者は仕事ができないとか、この課題は長期に続くと思っています。やはり子どもさんが小さいうちにある程度情報収集して、人生設計というものを親子ともに立てながら、そこで何が利用できるか等を学んでいく機会を作っていた方がいいのかなと思います。</p>
委員	<p>行政と一緒にね。</p>
委員	<p>そうなんです。いろんなことを把握されているのは行政なので、行政主導になってくると思うのですが、そういう機会が必要なのかなと今話を聞きながら思いました。</p>
委員	<p>行政も人手が足りないとは思うんですけどね。</p>
議長	<p>では、今の就労や保護者関係のことについては、委員の方々の意見を参考にしながら、今後の事務を進めていただきたいと思います。</p> <p>それと当初の事務局からの提案について、私は総合計画の委員を兼ねていますが、パブリックコメントを経て発表された内容として、新たに後期計画で、障がいの有無にかかわらずすべての子どもがともに育つことができる環境を整備するというのが追加で入っています。</p> <p>その理由としては、地域の仲間とともに過ごし、人格と個性を尊重し合いながら、成長する環境を提供する必要があるということでした。新たに追記された内容からいきますと、今の事務局の提案については、幼稚園までと同じように対応するのが一番ベターかなと私としては感じているところです。</p> <p>ただ、もちろんそこまでは具体的には書いていないので、今日出た意見も参考にしながら、市の内部でもう少し詰めて、調整していただきたいと思いますというのが、委員皆さんのお考えかと思えます。要綱で駄目になっているからできないというのは、市民としてはなかなか理解できかねると思います。</p> <p>少し私の個人的な意見も言ってしまったところもありますが、それでは先ほどの</p>

	提案についてはこのぐらいにしまして、その他、せっかくの機会ですので、委員の方から何か、意見交換ということでありましたらお受けしたいと思います。
委員	(意見なし)
議長	無いようですので、次第7その他ですが、その他何かご発言はございますでしょうか。
委員	<p>赤穂健康福祉事務所は、精神障がいと難病を担当しております、難病であれば筋萎縮性側索硬化症や多系統萎縮症といった難病の方を支援しているのですが、近年災害が多発しており、津波や豪雨災害等がある中で、そういった人工呼吸器をつけて在宅で療養されている方が、どういうふうに避難をするか、停電のときに電源確保をどうするかという個別マニュアルなどを作っています。</p> <p>実際に停電が起きた時に、蓄電が何時間あるかが命に直結します。台風が来るなど事前に分かっている時は病院へ事前避難を決めたりしていますが、やはり呼吸器をつけておられると、自宅で垂直避難しますという方もいらっしゃって、その垂直避難が、例えば6時間の蓄電があるとしてもそれまでに助けが来ないんじゃないかという不安があります。</p> <p>そこで、去年も赤穂市にご尽力いただいて、蓄電池バッテリーの購入補助についてご検討いただいたところなのですが、それは予算措置で却下されたということでした。また今年度もご検討をお願いしまして、特に若い方でまた今後人工呼吸器をつけられる予定の方もいらっしゃいますので、何卒よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>その他ありますか。</p> <p>では事務局から連絡事項等お願いします。</p>
事務局	<p>次回の協議会は3月頃開催予定としております。日程が決まり次第お知らせいたしますのでご参集いただきますようお願いいたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>ほかに無いようでしたら、これで本日の議題は全て終了しました。</p> <p>これをもちまして、令和7年度第1回赤穂市障害者自立支援協議会を閉じさせていただきます。</p> <p>本日は大変お疲れ様でした。</p>